

Q マイナンバーって何？

A 日本の住民票を有する全ての人に指定・通知された12桁の番号。マイナンバー法に基づき、社会保障・税・災害対策分野の事務手続きに限り利用されます。

Q マイナンバーカードってどんな物？

A マイナンバーカードは、運転免許証やパスポートと同様の、顔写真付きの証明書です。番号の確認と本人確認が同時にできます。

Q 情報漏洩などは大丈夫？

A 顔写真付きで、彩紋パターンが施されているため、悪用や偽造は困難です。また、ICチップには税や年金といったプライバシー性の高い情報は記録されていません。

Q 取得していいことあるの？

A さまざまないことがあります。

- 高齢者など移動困難者はカード1枚でマイタク（でまんど相乗りタクシー）が利用できます（下記の「申請方法を選んで取得」の「方法3」窓口で申請」で併せて申請できます）。
- コンビニエンスストアで6時30分から23時まで、土日曜・祝日も各種証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書）が取得できます。費用は窓口での交付より100円安くなります。
- クレジットカードなどのポイントを前橋ポイントに移行して買い物に利用できます。めいぶつチョイス（ウェブサイト）やJR前橋駅内の物産館 Vento Maebashiでの購入、アーツ前橋や文学館への入館、Qのまち共通商品券への交換などで利用できます。
- 確定申告がオンライン（e-Tax）のできる他、子どもの定期健診や予防接種の履歴が確認できる母子健康情報サービスなどが利用できます。

申請方法を選んで取得

マイナンバーカードの取得には交付申請が必要です。交付申請の方法は複数あり、一番やりやすい手段を選ぶことができます。主な方法には郵送やパソコン、スマートフォンがありますが、この他に

も市役所1階市民ロビーに開設している窓口や、市内各郵便局に設置しているタブレット端末、対応している証明写真機からも申請できます。詳しくは市民課へ問い合わせてください。

方法1 郵送で申請

マイナンバーカード交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼付。送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。

交付申請書と送付用封筒がない場合は、マイナンバーカード総合サイトからダウンロードしてください。



方法2 パソコン・スマートフォンで申請

撮影した顔写真を端末に保存し、ウェブサイトにアクセス（スマートフォンの場合は交付申請書に記載された二次元コードからアクセス）。必要事項を入力し、顔写真を添付して送信してください。交付申請書がない場合は市民課へ問い合わせてください。



方法3 窓口で申請

マイナンバーカード交付申請書と本人確認のできる運転免許証などを持参し、市役所1階市民ロビーか、市内全ての郵便局の窓口へ（郵便局は要予約）。詳しくは本市ホームページをご覧ください。



「1人に1つ。マイナンバー」 カードで暮らしをもっと便利に



マイキーIDの登録で
500ポイントプレゼント実施中

市役所1階市民ロビーに開設している窓口で、マイキーIDの設定支援を実施しています。マイキーIDを設定すると前橋ポイントや来年から国が実施予定のマイナポイントが利用できます。11月1日から先着250人に前橋ポイントを500ポイント付与するキャンペーンを実施中。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

前橋ポイント…クレジットカードなどの各種ポイントを交換して、1ポイント1円分として使う自治体ポイントの前橋版

マイキーID…前橋ポイントなどの自治体ポイントや、国が実施予定のマイナポイントを利用するために必要なID

図 未来の芽創造課
☎027-898-6427



皆さんはマイナンバーカードを持っていますか。4年前に簡易書留で届いたマイナンバーの通知カードのまま、任意ということもあって交付申請をしていない人は多いのではないのでしょうか。9月16日時点のマイナンバーカード普及率は、全国で14・0割、本市は13・5割。普及率が低いことの要因は主に、取得するメリットが分かりにくいことと、手続きが手間であることと言われています。本市では誰でも簡単に交付申請ができる体制が整っており、マイナンバーカードを持っているときままさまざまな特典も受けられます。マイナンバーカードを取得して、より便利に、お得に暮らしませんか。

図 マイナンバーカードの交付申請については
市民課 ☎027・898・6106
情報政策課 ☎027・898・5883